

令和3年度前橋市空き家対策支援事業（二世世代近居・同居住宅支援事業）補助金交付要項

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

| | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 取扱担当課 前橋市役所建築住宅課（8階） | 電話 898-6081（直通） 224-1111（内線3830） |
|-------------------------|-------------------------------------|

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

| | | | |
|------|---|--|--|
| 交付目的 | 親または子と近居または新たに同居するために、空き家を購入、相続等で取得し、改修する工事、または空き家を購入、相続等で取得し、除却した跡地に住宅を新築する工事に係る費用に対し補助金を交付することにより、本市の空き家の活用の促進を図ることを目的とします。 | | |
| 内容 | 用語の定義 | <p>1 空き家 ここでいう空き家とは、居住していた者がいなくなつてから概ね1年以上経過した戸建ての住宅（店舗等併用住宅を含む。）とします。共同住宅、店舗等については補助の対象となりません。</p> <p>2 住宅 ここでいう住宅とは、完全に区画された建物で、「1つ以上の居住室があり、専用の炊事用流し（台所）、トイレ、出入口」の4つの設備要件を満たしている、「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」ように建築された建物とします。</p> <p>3 二世世代近居・同居 申請者の親または子の住宅から概ね1km圏内にある空き家を申請者が改修または建て替えし、そこに居住する場合とします。ただし、空き家の所在地が最重点地区または重点地区の場合は、概ね2km圏内とします。</p> <p>4 事業完了日 工事が終了し、契約の相手方へ代金を支払った日（領収書等に記載の日付）</p> | |
| | 対象地区 | 前橋市内全域 | |
| | 最重点地区、重点地区の設定 | 最重点地区 | 千代田町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目 |
| | | 重点地区 | 三河町一丁目・二丁目、大手町一丁目・二丁目・三丁目、城東町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、国領町一丁目・二丁目、本町一丁目・二丁目・三丁目、住吉町一丁目・二丁目、若宮町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、平和町一丁目・二丁目 |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>補助金の申請をできる者</p> | <p>この補助金を申請できる者は、補助金の交付申請日において、次の(1)から(4)の全ての条件に該当し、かつ、(5)または(6)の事業について、それぞれア、イまたはウのいずれかに該当する個人とします。 ※建築または改修する住宅が共有名義の場合においても、申請者は1人となります。</p> <p>(1) 申請及び着工前に前橋市空家利活用センターに相談を行った者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 昨年度までに本事業における補助を受けていない者 (4) 本事業の対象となる工事に関し、国または本市が実施する他の補助金を受けていない者 (5) 二世帯近居・同居住宅改修工事費補助事業 ア 空き家を購入または相続等により取得し、自ら居住しようとする個人 イ 空き家を購入または相続等により取得し、親族関係にある者に住居として貸そうとする個人 ウ 空き家を親族関係にある者から借りて、自ら居住しようとする個人 (6) 二世帯近居・同居住宅建築工事費補助事業 ア 空き家を購入または相続等により取得し、その空き家を除却した跡地に、6か月以内に住宅を建築しようとする個人 ※ただし、除却する者と建築する者が異なる場合には、両者が親子関係にある場合のみ申請できます。</p> |
| <p>交付条件</p> | <p>1 申請者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 2 申請者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 契約の相手方は、前橋市内に本店、支店または営業所がある事業者に限ります。 4 昭和56年5月31日以前に建築された建物については、耐震診断を行い、耐震性がない場合は耐震工事を行わなければなりません。 5 業者等との契約を結ぶことなく、申請者自身が行った工事は補助対象になりません。 6 未登記の建物を改修した場合または所有者が変更になる場合は、登記の手続をしなければなりません。 7 前橋市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していないこと。 8 対象事業を実績報告書の提出期限までに完了しなければなりません。 9 同居についてはやむを得ない場合を除き、5年以上とします。</p> |
| <p>補助金の交付の対象となる費用</p> | <p>この補助金の交付の対象となる工事費は、次のとおりとします。 (1) 二世帯近居・同居住宅改修工事費補助事業 ・空き家を住居として活用するために必要となる住宅の改修工事（内装工事、外壁工事、台所・風呂・トイレなどの改修工事を含む。） ・耐震工事に係る費用については、国または本市等が実施する他の補助金を受けていない場合に限り対象とします。</p> |

| | | |
|------------------|--|--|
| | | <p>(2) 二世帯近居・同居住宅建築工事費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家を解体し、解体した跡地に住宅を建築する場合の工事費 |
| 補助金の交付の対象とならない費用 | | <p>以下の費用は対象となりません。</p> <p>(1) 二世帯近居・同居住宅改修工事費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家及び土地の取得に係る費用 ・設計費、調査費、各種申請手数料 ・残置物処分費 ・下水道接続工事 ・テラス、ベランダ、バルコニー等の新設工事 ・物置、カーポート等の附属構築物の改修及び設置費用 ・給湯器、照明器具、空調機器などの設備機器の交換のみの工事及び改修工事がない購入のみの費用 ・他の補助事業に係る工事費用等 <p>(2) 二世帯近居・同居住宅建築工事費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家及び土地の取得に係る費用 ・設計費、調査費、各種申請手数料 ・空き家の解体費 ・下水道接続工事 ・物置、カーポート等の附属構築物の設置費用 |
| 交付金額 | | <p>この補助金の額は、次のとおりとします。なお、令和3年度前橋市一般会計予算に予算計上された範囲内の額とします。</p> <p>(1) 二世帯近居・同居住宅改修工事費補助事業</p> <p>対象となる工事費用の3分の1を上限とし、次の基本額と加算額の合計額とします。(1,000円未満の端数は、切り捨てるものとします。)</p> <p>ア 基本額 120万円</p> <p>(2) 二世帯近居・同居住宅建築工事費補助事業</p> <p>対象となる工事費用の3分の1を上限とし、次の基本額と加算額の合計額とします。(1,000円未満の端数は、切り捨てるものとします。)</p> <p>ア 基本額 100万円</p> <p>(3) 加算額 最大130万円 ((1)(2)共通)</p> <p>ア 転入加算</p> <p>市外からの転入者1人につき20万円 (4人まで、80万円を上限とします。)</p> <p>イ 子育て世帯支援加算</p> <p>中学校修了前の子1人につき10万円 (4人まで、40万円を上限とします。)</p> <p>ウ 若年夫婦支援加算</p> <p>夫婦とも39歳以下の夫婦の場合10万円</p> <p>※加算額は単体で交付されるものではなく、基本額に上乗せされます。</p> <p>※転入加算に関しては1年以上前橋市外に在住している方が申請日の6か月前から実績報告書の提出日までに市内に転入した場合に限ります。</p> <p>※上記(3)イ、ウの年齢の基準日は事業完了日とします。</p> |

| | | |
|-------|---------|--|
| | 交付回数 | <p>1 補助金の交付は1住宅当たり1回限りとします。</p> <p>2 申請者1人につき、1棟1回限りとします。</p> |
| 交付手続等 | 交付申請の方法 | <p>1 補助金の交付を申請しようとする者は、工事開始前に次の書類を提出してください。最終の受付は令和3年11月30日（火）になります。なお、押印は省略することが可能です。</p> <p>※受付期間中であっても令和3年度の予算に達し次第、受付を終了します。</p> <p>(二世世代近居・同居改修工事費補助事業)</p> <p>(1) 交付申請書（様式第1-1号）</p> <p>(2) 申請者本人と同居する家族全員及び近居する親または子の住所が分かる書類（住民票の写し）</p> <p>(3) 親子関係が分かる書類（戸籍謄本の写し）</p> <p>(4) 改修の工事見積書の写し（工事内容と費用の内訳が分かるもの）</p> <p>※国または本市等の他の補助金を申請する場合は、その補助金の対象となる部分が分かる見積書の写し</p> <p>(5) 空き家の建物登記全部事項証明書の写し（法務局発行の直近3か月以内のもの）</p> <p>※未登記の場合は、納税通知書の課税明細書の写し、または評価証明書の写し</p> <p>(6) 空き家を取得した事実が分かる書類、または貸借契約書の写し</p> <p>(7) 1年以上空き家であることが確認できる書類の写し （例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等）</p> <p>(8) 市町村税の未納が無いことが分かる証明書の写し（完納証明書等）</p> <p>※市外在住の方で前橋市内の固定資産税が課税になっている方は前橋市の完納証明書の写しも必要です。</p> <p>(9) 工事場所の写真（施工前）</p> <p>(10) 空き家の改修に関する承諾書（様式第2-1号） （補助申請者と空き家の所有者が異なる場合または共有名義の場合）</p> <p>(11) 耐震性があることが確認できる書類（住宅耐震改修証明書の写し）</p> <p>※昭和56年5月31日以前の建物で既に耐震性がある場合</p> <p>(二世世代近居・同居建築工事費補助事業)</p> <p>(1) 補助金交付申請書（様式第1-2号）</p> <p>(2) 申請者本人と同居する家族全員及び近居する親または子の住所が分かる書類（住民票の写し）</p> <p>(3) 親子関係が分かる書類（戸籍謄本の写し）</p> <p>(4) 建築確認済証の写し</p> <p>(5) 新築の工事見積書の写し（工事内容と費用の内訳が分かるもの）</p> <p>※国または本市等の他の補助金を申請する場合は、その補助金の対象となる部分が分かる見積書の写し</p> <p>(6) 土地登記全部事項証明書の写し（法務局発行の直近3か月以内のもの）</p> |

| | | |
|----------------------|----------|--|
| | | <p>(7) 土地の貸借契約書の写し、または使用貸借契約書の写し、もしくは承諾書（様式第2-2号） ※土地所有者と申請者が異なる場合、または共有名義の場合</p> <p>(8) 空き家の建物登記全部事項証明書の写し（法務局発行の直近3か月以内のもの） ※未登記の場合は、納税通知書の課税明細書の写し、または評価証明書の写し</p> <p>(9) 空き家を取得した事実が分かる書類の写し、または貸借契約書の写し</p> <p>(10) 1年以上空き家であることが確認できる書類の写し （例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等）</p> <p>(11) 市町村民税の未納が無いことが分かる証明の写し（完納証明書等） ※市外在住の方で前橋市内の固定資産税が課税になっている方は前橋市の完納証明書の写しも必要です。</p> <p>(12) 空き家の解体工事に係る見積書の写し、または請負契約書の写し</p> <p>(13) 空き家の解体に関する承諾書（申請者と空き家の所有者が違う場合または共有名義の場合）</p> <p>(14) 工事場所の写真（空き家解体前）</p> <p>【注】 押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> |
| 交付決定 | | <p>申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知します。 ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認めません。</p> |
| 契約の相手方等が、変更となった場合の手續 | | <p>契約の相手方を変更した場合や大幅に工事の内容を変更した場合は、変更の手續が必要となります。遅滞なく次の書類を提出し、その旨を報告してください。</p> <p>(1) 変更承認申請書（様式第4号） (2) 変更後工事見積書の写し</p> |
| 変更承認決定の時期等 | | <p>変更承認申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し変更承認通知書（様式第5号）を申請者に通知します。</p> |
| 実績報告等 | 実績報告書の提出 | <p>1 申請した事業が完了した際は、事業完了日から30日以内に次の書類を提出してください。なお、最終の受付日は令和4年3月18日（金）になります。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第6号） (2) 工事領収書の写し、または振込み受付書等の写し (3) 工事完了箇所の写真（施工後） (4) 通帳の表紙裏（支店名、口座が分かるもの）の写し (5) 申請者本人と同居する家族全員の住所が分かる書類（住民票の写し） ※申請時に住所移転をしていなかった場合、または婚姻関係になかった場合 (6) 貸借契約書の写し（賃貸借予定で、申請時に未提出の場合）</p> |

| | | |
|-------------|------------------------------------|---|
| | | <p>(7) 耐震性があることが確認できる書類（住宅耐震改修証明書の写し） ※耐震性のない建物で今回の工事で耐震工事をした場合</p> <p>(8) 建物登記全部事項証明書の写し（法務局発行の直近3か月以内のもの） ※申請時に建物が未登記だった場合または所有権移転登記をしていなかった場合</p> <p>2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、額の確定通知書を申請者に通知します。</p> |
| | 補助金の請求 | 補助金額の確定後、請求書(様式第8号)により補助金を請求してください。 |
| | 交付決定の取消し、または補助金の返還 | <p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき</p> <p>(2) この要項交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき</p> <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。</p> |
| 取 下 げ | 対象事業等が中止となった場合、年度中に完成しない場合の 手続き | <p>取下げの手続きが必要になりますので、取下げ書（様式第9号）を提出してください。</p> <p>提出後、取下げ通知書（様式第10号）を申請者に通知します。</p> |
| 様 式 | 申請書等の書式 | <p>1 補助金交付申請書（様式第1-1号、第1-2号）</p> <p>2 承諾書（様式第2-1号、第2-2号）</p> <p>3 交付決定通知（様式第3号）</p> <p>4 変更承認申請書（様式第4号）</p> <p>5 変更承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 実績報告書（様式第6号）</p> <p>7 補助金額確定通知書（様式第7号）</p> <p>8 請求書（様式第8号）</p> <p>9 取下げ書(様式第9号)</p> <p>10 取下げ通知書（様式第10号）</p> |
| | 備考 | 補助事業により改修した住宅は、原則として10年間は転売等をしていないこと。 |